

○環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条の二第二項、第十五条の二第一項、第十五条の二の三第一項及び第十五条の二の五並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の十第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条一号の次に次の一号を加える。

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

第八条の十三第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号中、「千百度」を「摂氏千百度」に改め、「摂氏千百度」の下に「（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度）」を加える。

第十二条の七の十六第一項第一号中「とし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。」を「とする。」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては

、この限りでない。

附 則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第十二条の七の十六の改正規定は、公布の日から施行する。